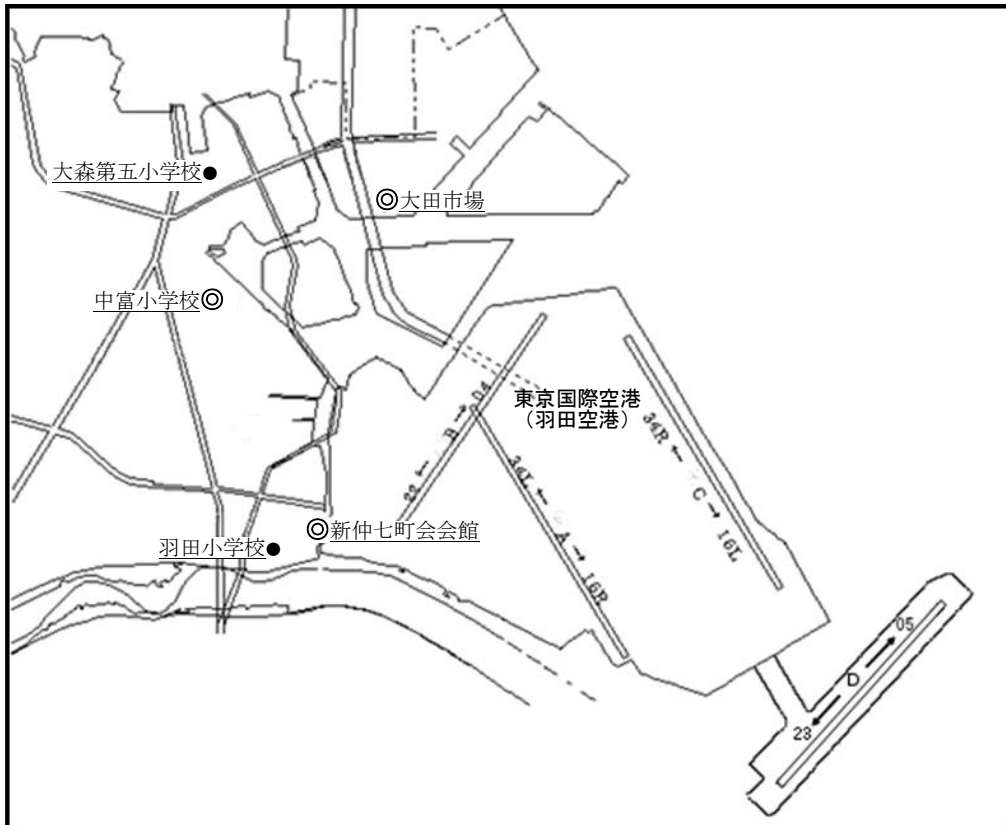


令和4年11月 大田区航空機騒音固定調査月報(確定)

測定地点	L <sub>den</sub>		騒音レベル		測定回数					測定日数
	測定値 (dB)	環境基準値 (dB)	最大値 (dB)	最小値 (dB)	0時～7時	7時～19時	19時～22時	22時～0時	合計	
大田市場	55	62以下	82.2	62.2	151	2,491	671	197	3,510	30
中富小学校	46	57以下	81.6	52.4	160	1,859	581	205	2,805	30
新仲七町会会館	50	57以下	88.4	53.3	207	1,448	447	154	2,256	30

- ※ 測定期間：令和4年11月1日～11月30日
- ※ 「航空機騒音測定・評価マニュアル」(令和2年3月 環境省)に準じて行った。
- ※ 騒音レベルは測定した航空機騒音の最大値及び最小値である。(ヘリコプターを除く)

航空機騒音測定地点の位置図



- ◎(大田市場・中富小学校・新仲七町会会館)は、大田区の騒音測定地点
- (大森第五小学校・羽田小学校)は、国土交通省の騒音測定地点

※環境基準L<sub>den</sub>について  
 環境基本法 16 条では、「騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする」(一部抜粋)と規定しています。これを基に、地域の類型に合わせ、次の基準値を定めています。

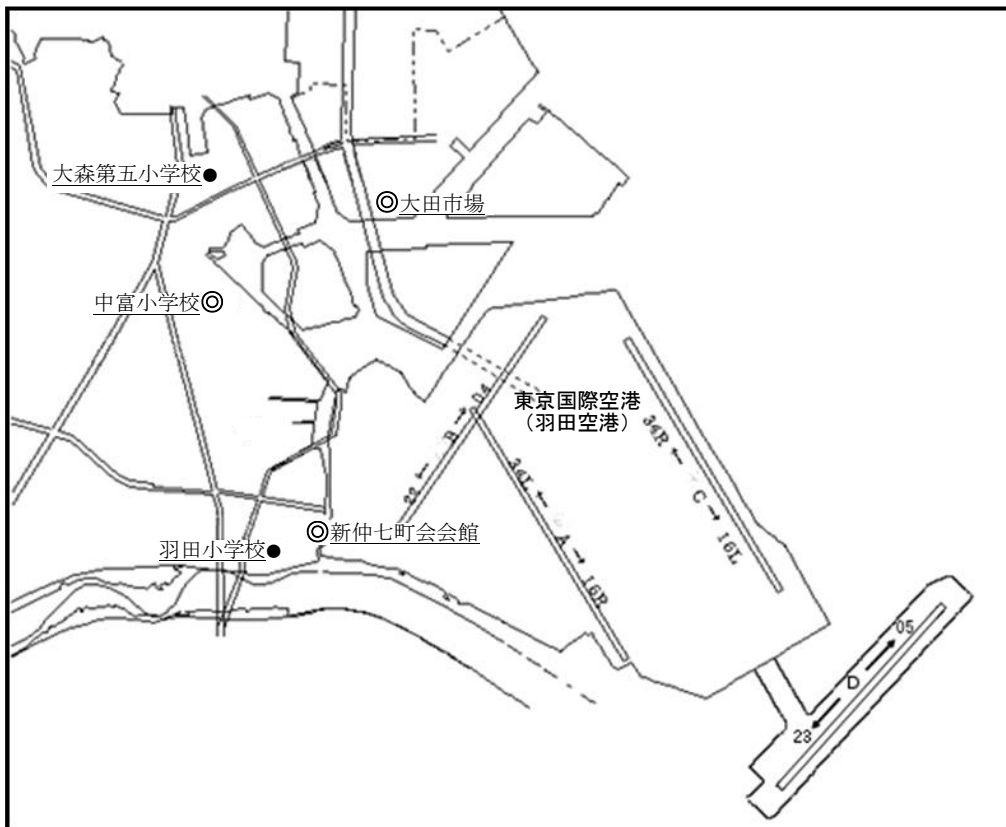
類型Ⅰ	住居専用地域等	57dB 以下
類型Ⅱ	上記以外	62dB 以下

## 令和4年 12 月 大田区航空機騒音固定調査月報(確定)

測定地点	L <sub>den</sub>		騒音レベル		測定回数					測定 日数
	測定値 (dB)	環境 基準値 (dB)	最大値 (dB)	最小値 (dB)	0 時 ～ 7 時	7 時 ～ 19 時	19 時 ～ 22 時	22 時 ～ 0 時	合計	
大田市場	54	62 以下	84.7	61.6	133	2,353	676	180	3,342	31
中富小学校	46	57 以下	78.8	50.6	161	2,255	659	202	3,277	31
新仲七町会会館	48	57 以下	85.0	53.8	141	1,440	319	105	2,005	31

- ※ 測定期間：令和4年12月1日～12月31日
- ※ 「航空機騒音測定・評価マニュアル」(令和2年3月 環境省)に準じて行った。
- ※ 騒音レベルは測定した航空機騒音の最大値及び最小値である。(ヘリコプターを除く)

### 航空機騒音測定地点の位置図



- ◎(大田市場・中富小学校・新仲七町会会館)は、大田区の騒音測定地点
- (大森第五小学校・羽田小学校)は、国土交通省の騒音測定地点

#### ※環境基準L<sub>den</sub>について

環境基本法 16 条では、「騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする」(一部抜粋)と規定しています。これを基に、地域の類型に合わせ、次の基準値を定めています。

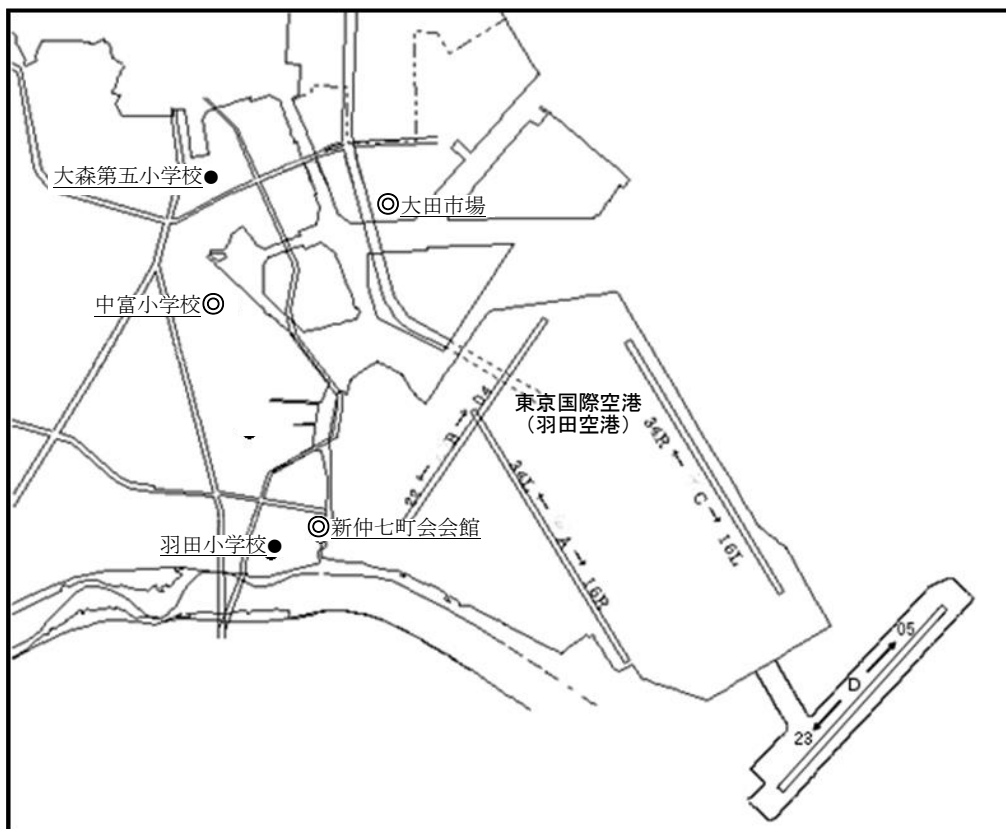
- 類型Ⅰ 住居専用地域等 57dB 以下
- 類型Ⅱ 上記以外 62dB 以下

## 令和5年1月 大田区航空機騒音固定調査月報(確定)

測定地点	L <sub>den</sub>		騒音レベル		測定回数					測定日数
	測定値 (dB)	環境 基準値 (dB)	最大値 (dB)	最小値 (dB)	0時 ～ 7時	7時 ～ 19時	19時 ～ 22時	22時 ～ 0時	合計	
大田市場	54	62 以下	81.2	59.8	152	2,477	653	189	3,471	31
中富小学校	45	57 以下	78.5	51.6	172	2,307	629	197	3,305	31
新仲七町会会館	49	57 以下	83.2	52.9	178	1,660	306	93	2,237	31

- ※ 測定期間：令和5年1月1日～1月31日
- ※ 「航空機騒音測定・評価マニュアル」(令和2年3月 環境省)に準じて行った。
- ※ 騒音レベルは測定した航空機騒音の最大値及び最小値である。(ヘリコプターを除く)

### 航空機騒音測定地点の位置図



- ◎(大田市場・中富小学校・新仲七町会会館)は、大田区の騒音測定地点
- (大森第五小学校・羽田小学校)は、国土交通省の騒音測定地点

#### ※環境基準L<sub>den</sub>について

環境基本法 16 条では、「騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする」(一部抜粋)と規定しています。これを基に、地域の類型に合わせ、次の基準値を定めています。

- 類型Ⅰ 住居専用地域等 57dB 以下
- 類型Ⅱ 上記以外 62dB 以下

## 令和5年2月 大田区航空機騒音固定調査月報(確定)

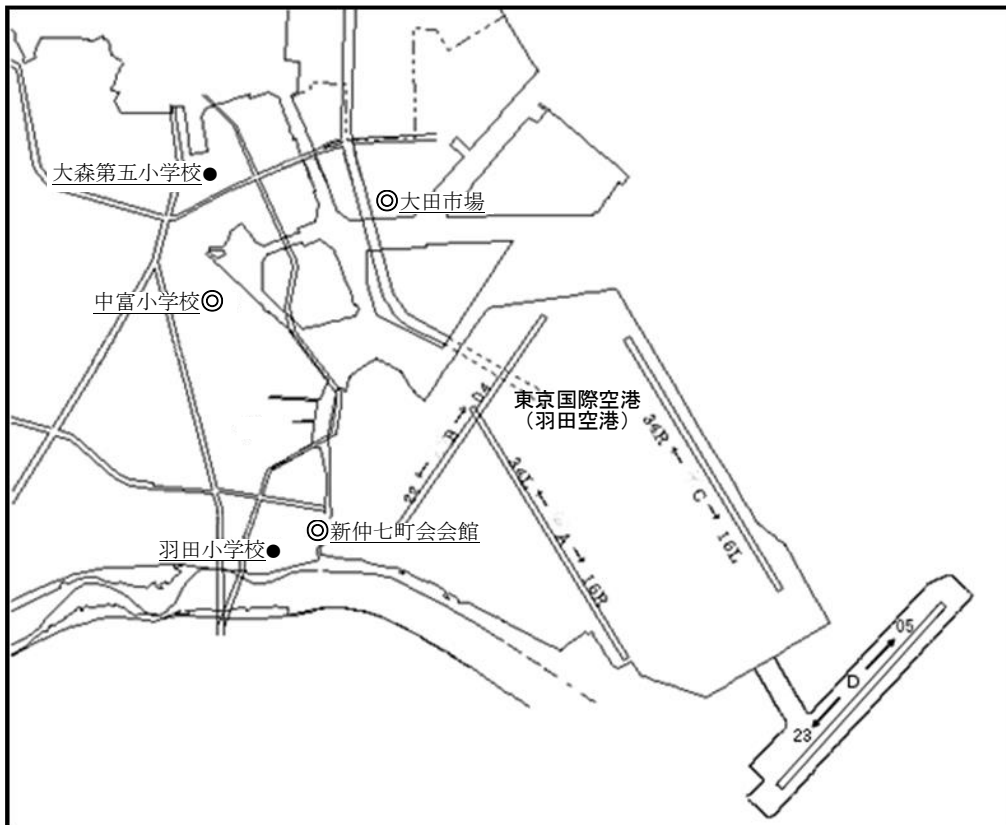
測定地点	L <sub>den</sub>		騒音レベル		測定回数					測定日数
	測定値 (dB)	環境 基準値 (dB)	最大値 (dB)	最小値 (dB)	0時 ～ 7時	7時 ～ 19時	19時 ～ 22時	22時 ～ 0時	合計	
大田市場	54	62 以下	83.1	59.8	129	1,915	564	184	2,792	28
中富小学校	45	57 以下	74.5	53.2	129	1,354	432	163	2,078	28
新仲七町会会館	49	57 以下	89.9	51.8	147	1,121	302	83	1,653	28

※ 測定期間：令和5年2月1日～2月28日

※ 「航空機騒音測定・評価マニュアル」(令和2年3月 環境省)に準じて行った。

※ 騒音レベルは測定した航空機騒音の最大値及び最小値である。(ヘリコプターを除く)

### 航空機騒音測定地点の位置図



◎(大田市場・中富小学校・新仲七町会会館)は、大田区の騒音測定地点

●(大森第五小学校・羽田小学校)は、国土交通省の騒音測定地点

#### ※環境基準L<sub>den</sub>について

環境基本法 16 条では、「騒音に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めるものとする」(一部抜粋)と規定しています。これを基に、地域の類型に合わせ、次の基準値を定めています。

類型Ⅰ 住居専用地域等 57dB 以下

類型Ⅱ 上記以外 62dB 以下